

平成29年に九州管内で発生したガス事故(ガス事業法関係)について、次のとおりお知らせします。

番号	事故発生日	事故発生場所	ガス事業区分	事故の種類 (被害の程度) 【段階別】	事故概要
15	12月16日	福岡県	小売(特定製造所)	供給支障 【供給】	他工事業者(土建事業者)が、供給中の本支管の近くで側溝の埋設工事を行っていたところ、本支管(PE管)を損傷。ガスが漏えいしたため供給を停止。供給支障160戸。事故発生から約2時間後に開栓した。 【原因】 工事箇所にあった岩の除去作業を行っていたところ、あやまって掘削機械が本支管を損傷。
14	11月17日	鹿児島県	一般導管	交通困難 【供給】	他工事業者(解体業者)が、重機により解体作業を行っていたところ、解体現場隣地の灯外内管が導管図の記載と異なる場所に埋設されていたため、重機の車両加重により灯外内管を損傷した。 そのため、警察が12時00分から13時30分の間、現場前面道路(約70m)において交通規制を実施し、全面通行止めとしたため、1時間30分の間、交通困難となった。 【原因】 当該他工事業者と当該ガス会社は、当該解体需要家の灯外内管については、事前協議を行い撤去を実施したが、解体現場隣地の灯外内管が導管図に実際の埋設位置と違う記載がされていたため、当該供給管の存在に気づかず上部を重機が走行したため、重機の車両加重により折損した。
13	10月26日	福岡県	小売(特定製造所)	供給支障 (供給支障100戸) 【供給】	他工事業者(解体工事業者)が重機により、閉栓しているガスメータ部分を除去したことで灯外内管が損壊し、ガスが漏えいしたため、供給を停止。事故発生から約2時間後に開栓した。
12	8月17日	福岡県	一般導管	供給支障 (供給支障46戸) 【供給】	工事業者がマンション敷地内の駐車場整備工事に伴い、マンション1階店舗前のタイル部分を舗装カッターにより切断作業中に土中に埋設された灯外内管を損傷した。人損・物損無し。 ガス事業者が二次災害防止のため、当該マンションの引込管遮断装置を閉止したことにより、46戸の供給支障に至った。
11	7月31日 覚知	福岡県	小売	漏えい着火 (軽傷1名) 【消費】	需要家よりガス機器の点検依頼を受けて訪問した際に、当該需要家における使用者が「先週の7月24日に業務用炊飯器を操作中に点火確認窓を覗き込んだところ、顔の一部(目周辺)に軽い火傷(通院のみ)を負った」との情報を得た。(7月31日15時50分頃)灯内内管及びガス機器までの漏えい検査の結果、異常がない事を確認した。 【原因】業務用炊飯器がうまく点火しなかったため、着火操作を繰り返し行ったことにより、機器内部に未燃ガスが滞留し、着火操作時のスパークが未燃ガスに引火し、異常着火した。その際に点火確認窓を覗き込んでいたためと推定。
10	7月7日	福岡県	一般導管	供給支障 (供給支障47戸) 【供給】	複数の需要家より、「ガスが出ない」との通報が入り、調査した結果、当該地区のガス本管(ダグタイル鑄鉄管:口径100mm)が水封していることを確認した。本管が水封したため、水封箇所の下流の周辺需要家47戸に供給支障が発生した。流入箇所のガス管切断及び抽水作業が完了し、7月7日15時37分に開栓一巡完了。 【原因】水封箇所近隣の需要家の灯外内管(コンクリート埋設部白管:口径100mm)から流入しており、気密試験及び管内カメラによる調査の結果、当該ガス管の腐食孔より地下水が流入し、ガス本管に流れ込んで水封したものと推定。
9	7月4日	福岡県	一般導管	供給支障 (供給支障42戸) 【供給】	複数の需要家より、「ガスが出ない」との通報が入り、ガス事業者が調査した結果、当該地区のガス支管が水封していることを確認した。支管を水封したため、供給支障42戸が発生した。流入箇所のガス管修理及び抽水作業が完了し、7月4日23時55分に開栓一巡完了。 【原因】給水管(ポリエチレン管1層管:口径20mm)からの漏水によるサンドブラストで支管(白管:口径50mm)の一部を損傷し(直径10mm程度)、当該箇所から、水道水が流入したため。
8	6月15日	福岡県	小売	漏えい着火 (ガス栓焼損) 【消費】	ガス小売事業者は保安業務委託先から事故の通報を受け、事故を覚知、ガスホースが接続されていないガス栓を需要家が誤って開き、コンロを点火したため、漏えいした未燃ガスに着火した。人損は無し。当該物件は事故前日に開栓時の調査を実施したが、ガスホースは未接続のまま、ガス栓は過流出安全機構が付いていなかった。 【原因】需要家がガスホース未接続であったことを失念し、ガス栓誤操作により、ガスが漏えいし着火した。開栓時の調査時には既存のコンロがあったが、需要家からコンロを取り替える予定のため、接続しないでよいとの申し出があり、事故当時、ガスホースは未接続であった。また、当該ガス栓には、過流出安全機構が付いていなかったため、ガス栓の誤開放でガスが流出し、その際にガスコンロを使用した為、点火時のスパークが漏出した未燃ガスに着火したものと推定。

7	4月27日 覚知	福岡県	小売	漏えい着火 (ケーシング 変形) 【消費】	ガス機器メーカーのメンテナンス会社より、機器巡回点検で訪問した閉栓中の集合住宅において給湯器が変形しているとの連絡を受け、ガス事業者が訪問・確認を行ったところ、レンジフード型FF式給湯器のケーシングの変形を確認した。 ガス事業者による調査の結果、灯内内管及び当該器具栓までのガス漏えい検査は異常無し。 【原因】メーカーによる調査の結果、ガス及び水通路部の漏えい検査並びに点火・火移り性能には異常がなかった。変形に至った原因は、何らかの要因で排気口が閉塞されたころ、もしくは電磁弁が一時的に閉塞遅れとなったことで燃焼室内に未燃ガスが滞留し、点火時のスパークにより異常着火したものと推定。
6	3月27日	福岡県	一般ガス	漏えい着火 (供給支障 31戸) 【供給】	戸建ての建物解体工事において、建物解体業者が基礎コンクリート撤去作業中に基礎コンクリート中の灯外内管を損傷し、併せて同位置付近に埋設の給水管を損傷。水道水がガス管に流入して下流側のマンション31戸に供給支障が発生。ガス管内の水抜完了後に順次閉栓作業実施。 【原因】建物解体事業者が堀削の際には、再度連絡するようにしていたが、再連絡を行わないまま、近傍の外構基礎コンクリート撤去作業を実施したため。
5	3月7日	鹿児島県	一般ガス	漏えい着火 (ガス風呂釜 焼損) 【消費】	需要家より風呂釜(ベランダ設置)から火が出ているとガス事業者と連絡があり、ガス事業者が現場にて、ガス風呂釜の焼損及び消火を確認した。当該ガス風呂釜は、メーカーリコール対象品であったが、リコール修理未実施であった。 【原因】メーカー調査の結果、ガバナ部のダイヤフラムに亀裂が発生してガスが漏えいし点火時に引火。メーカーリコール対象品のガス会社の一斉点検(H19)実施後に設置されたこと及びリコール修理済みの「点検済みシール」の確認漏れのため、修理未実施のままであったため。
4	2月3日	福岡県	一般ガス	漏えい着火 【供給】	解体業者が建物解体中、サンダーにて灯外内管(白ガス管、口径25mm)を損傷し、漏出したガスに着火したことにより火災に至った。 なお、当該事故に伴う人損、物損は発生していないものの、消防により火災認定が行われた。 【原因】当該他工事業者の事前照会、当日の立会要請がなく、需要家(ガスメーター除去中)宅の建物解体工事を実施したことによる。
3	1月27日	鹿児島県	一般ガス	ガス工作物の 損傷による避難 ・交通規制 (交通規制27分 避難無し) 【供給】	道路工事業者が、本管のバイパスサドルの突起部分を重機で損傷させたため、ガス漏えいが発生。他工事業者が消防等に通報。周辺道路の交通規制、付近住民に対して避難広報を実施した。なお、15時27分にガス事業者によりガス漏えいは閉止。交通規制による交通支障は発生したが、避難広報は実施されたが、住民避難は行われなかった。 【原因】当該工事に係るガス事業者への事前照会が有り、ガス事業者は現場立会を行うこととしていたが、工事業者は事前連絡せず、立会がないまま実施。ガス管付近堀削時は手堀にて確認後施工する等の注意事項を説明して協議を実施していたが、協議事項を遵守せず施工したため。
2	1月23日	福岡県	一般ガス	漏えい着火 (他工事による ケーシング変形) 【消費】	需要家よりガス臭気があるとの通報を受け、ガス事業者が現場で給湯器のケーシングが変形していることを確認した。なお、灯内内管及び当該給湯器電磁弁までのガス漏えい検査は異常無し。 【原因】当該建物の塗装工事に伴い、設備業者がパイプシャフトの給気口を養生シートで覆うとともに、換気用ベントキャップと誤って防火ダンパー付きの排気トップに取替えていたために、点火不良が発生し、瞬間湯沸器の内部の未燃ガスに点火スパークが引火したことにより、瞬間湯沸器のフロントカバーの一部が変形したものと推定。
1	1月6日 (1月11日 覚知)	福岡県	一般ガス	漏えい着火 (ケーシング 変形) 【消費】	給湯器を使用した際に音がしたと、需要家から建物管理会社を通してガス事業者と連絡があり、ガス事業者が給湯器のケーシングが変形していることを現場で確認した。需要家にはガス事業者が確認するまで給湯器の使用を禁止していた。また、灯内内管及び当該器具栓までのガス漏えい検査は異常無し。 【原因】メーカーによる調査の結果、ガス及び水通路部の漏えい検査並びに点火・火移り性能には異常がなかった。変形に至った原因は、何らかの要因で排気口が閉塞されたころ、もしくは電磁弁が一時的に閉塞遅れとなったことで燃焼室内に未燃ガスが滞留し、点火時のスパークにより異常着火したものと推定。